

所得税や市・県民税の申告は 自分で作成し、 早めの提出をしましょう!

問合せ

市・県民税申告について 市税務課市民税G ☎55-9263

※事前予約・申告相談受付に関する問い合わせは、神守支所・神島田連絡所ではお受けできませんので、ご了承ください。

確定申告について 津島税務署 ☎26-2161

①津島税務署が開設する申告期間・受付会場

場 所	期 間	受付時間
文化会館	2月16日(木)～3月15日(水)の平日 2月19日(日)・26日(日)	午前9時～午後5時

※「入場整理券」は、会場での当日配付またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。

※次に該当する方は津島税務署(文化会館申告会場)へ

- ・個人事業主で、青色の確定申告書を提出する方
- ・事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成で、確定申告をする方
- ・令和4年中に土地や家屋、株式を売却した方
- ・家屋の新築または購入などにより、新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・死亡した方の確定申告をする方
- ・令和3年分以前の確定申告をする方



所得税および贈与税等の確定申告と納付の期限

- ・所得税および贈与税…3月15日(水)
- ・個人事業者の消費税…3月31日(金)

②市が開設する申告期間・受付会場

場 所	期 間	受付時間
市役所4階 大会議室	2月16日(木)～3月15日(水)の平日	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(木)～28日(火)の平日 ※開設期間を例年と変更しています。	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	3月1日(水)～3日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

注意

- ・昨年までは番号札で受付をしていましたが、今年からインターネットまたは専用ダイヤルによる事前予約が必要となります。
- ・予約受付は2月1日(水)午前9時から開始します。

受付時間 (上記日時以降)

インターネット:土・日曜日、祝日含め24時間(<https://airrsv.net/zeimu-tsushima/calendar>)

専用ダイヤル:平日の午前9時～午後5時(☎090-5122-0649 ☎080-8455-5145)

※予約のない方は入場をお断りする場合があります。

※電話予約は混み合うことが予想されるため、ネット予約をご利用ください。

- ・複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。

・市・県民税申告書は、会場入口付近に設置する**申告書受付箱**への投函、または郵送による提出が可能です。

提出先 〒496-8686(住所不要)津島市役所税務課宛

※市・県民税申告書は市ホームページ「市・県民税申告」から自分で申告書を作成して印刷することもできます。

※市・県民税の申告に限り、申告期間前でも税務課窓口で随時受付(開庁日に限る)を行います。



(予約ページ)

所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業している方、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方でも次に該当する場合は確定申告をしてください。

- ・給与の年収が2,000万円を超える方
- ・給与所得や退職所得以外の所得額の合計金額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2カ所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方
- ・確定申告をすると所得税が還付される方

申告期間・受付会場 6ページ①②のとおり

市・県民税の申告

令和5年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。

※所得税の確定申告書を提出した方は、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

- ・令和4年中に所得があった方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
- ・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・公的年金収入400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方
- ・特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択される方
- ・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ・住所が市外にあって、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間・受付会場 6ページ②のとおり

申告時の主な注意点

医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

「医療費控除の明細書」は「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入し、生命保険や社会保険などで補てんされる金額も記入します。なお、申告書に医療費の領収書の添付は不要ですが、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

また、医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている分について明細の作成を省略できます。

医療費控除は、その年中に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引き、残った額から10万円または所得金額の5%のどちらか少ない額を差し引いた額が控除額になります。支払った医療費の全額が控除額にはなりません。

申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です

次の方法により本人確認(番号確認および身元確認)をします。

- ・個人番号カード
- ・通知カードや個人番号が記載された住民票の写しと、運転免許証やパスポートなどの写真つき身分証明書

※写真つき身分証明書が困難な場合には健康保険証など



特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において特定等配当および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合、原則確定申告の提出のみで申告手続きが完結できます。ご利用の方は、確定申告書における個人住民税に係る附記事項に記入してください。

あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

① 給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

はい

いいえ

いいえ

それは20万円を超えていますか？

控除に変更がありますか？
(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

所得税の確定申告
をしてください。

市・県民税の申告を
してください。

所得税の確定申告
をしてください。

申告の必要はあり
ません。

所得税の確定申告
をしてください。

所得税の確定申告
の必要はありませんが、扶養親族の状
況、各種控除合計額
によって市・県民税
の申告が必要となる
場合があります。

② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告を
してください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告を
してください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和33年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

※ 給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

はい

いいえ

いいえ

はい

申告の必要はありません。
ただし、源泉徴収されている方は所得税の
確定申告をすると所得税が還付されます。

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

税務署からのお知らせ

問合 津島税務署 ☎26-2161

確定申告の相談はチャットボットをご利用ください

チャットボットはご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員ふたば



確定申告会場(文化会館)にお越しになる方へ

確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。その際、次の4つが必要になりますので、事前にご準備ください。

- ①マイナポータルアプリのインストール
 - ②源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
 - ③スマホおよびマイナンバーカード
 - ④マイナンバーカードの発行時に設定した下記のパスワード
- ・署名用電子証明書(英数字6～16桁)
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です!

「入場整理券」は、会場での当日配付、またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。

また、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。



国税庁
LINE公式アカウント

ご注意ください!

- ・入場時に、当日配付した「入場整理券」またはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内にお越しください。
- ・指定された時間帯に遅れると、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況によっては、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

確定申告会場へお越しになる方へのお願い

- ・入場の際に検温を実施します。
- ・咳・発熱(37.5度以上)等の症状がある場合や体調がすぐれない方は、入場をお断りします。ご自宅からの確定申告や後日の来場をお願いします。
- ・必ずマスクの着用と、手指のアルコール消毒をお願いします。
- ・混雑緩和のため、ご来場の際はできる限り少人数でお越しください。

申告書の作成・提出は
国税庁ホームページから



確定申告

軽自動車税(種別割)減免の申請方法が変わります!

問合 市税務課市民税G ☎55-9263

例年5月に、一定の要件を満たした障がいのある方などは、軽自動車税(種別割)の減免を申請していただきましたが、令和5年度申請分からは現況届の提出が必要です。2月上旬に現況届を送付しますので、次年度も引き続き減免を申請する場合は、内容を確認の上、現況届を提出してください。

対象 令和4年度に軽自動車税(種別割)減免を利用した方で、現在も車両の登録内容に変更がない方
なお、次のいずれかに当てはまる方は、申請方法が異なりますので、直接問い合わせ先へ。

- ・初めて減免を申請する方
- ・車両の登録内容に変更がある方

2 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	3日、3月3日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	2、9、16日、3月2日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
弁護士相談(要予約)	7、21日、3月7日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	10日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	7、14、21、28日、3月7日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	1、8、15、22日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症のひとと 家族の会・愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	16日 午前10時～午後3時	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	14日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	1日、3月1日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	9、21日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	16日 午前10時30分～正午	東地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、2、8、9、15、16、22日、3月1、2日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総 数 …………… 60,623人(-48)
	男 …………… 29,950人(-12)
	女 …………… 30,718人(-36)
	世帯数 …………… 27,115世帯(+18)
	1月1日現在、()内は前月比
市内の交通事故・ 犯罪 [11月]	事故発生件数 ……14件(142件)
	うち死亡者 …… 0人(2人)
	犯罪発生件数 …… 21件(287件)
	()内は令和4年中の累計
市内の火災	11月 …………… 1件(13件)
	()内は令和4年中の累計
救急車の 出勤回数	11月 …………… 269件(3,055件)
	()内は令和4年中の累計

今月の市税や料金など 納期限 令和5年2月28日(火)

固定資産税・都市計画税…第4期 国民健康保険税…第10期 介護保険料…第11期
市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…2月分
後期高齢者医療保険料…第8期 下水道事業受益者負担金…第4期

市税の今後の納期

	3月	4月	5月
市民税・県民税	—	—	—
固定資産税・都市計画税	—	第1期	—
国民健康保険税	—	—	第1期
軽自動車税(種別割)	—	—	全 期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農協同組合、あいち海部農協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)